

議案第42号

かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
の一部を改正する条例

かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「手数料の納付の方法」を「市の歳入（法第235条の4第3項に規定する歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）の納付の方法」に、「当該手数料」を「当該歳入等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。